

制限付一般競争入札参加者募集要領

1 対象業務等

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 対 象 件 名 | } 【別記】 1 のとおり |
| (2) 入 札 方 式 等 | |
| (3) 設 置 場 所 | |
| (4) 賃 貸 借 期 間 | |
| (5) 物 件 概 要 | |
| (6) 賃 貸 借 の 範 囲 | |
| (7) 支 払 条 件 | |

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札参加申請書等提出期限日（2月17日）現在において次に掲げる要件をすべて満たす者で本市の審査により入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）とする。

- (1) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、本市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、本市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付を受けていること。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) その他【別記】2に定める資格に該当する者であること。

3 入札参加申請手続き等

対象案件への入札の参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書（仙台市競争入札実施要綱取扱要領（平成16年3月3日財政局長決裁。以下「要領」という。）様式第2-1号）

〈添付書類〉

- ・類似業務の施工実績調書
- ・類似業務の施工実績調書の内容が確認できる契約書の写し、仕様書の写し、図面等
- ・見積用設計図書受領確認書の写し
- ・誓約書（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「暴排要綱」という。）別記様式）

(2) 提出方法

書類の提出は配達証明付き書留郵便により提出すること。

(3) 提出先及び提出期限

【別記】3に定めるとおり。

(4) 入札参加申請に必要な書類の交付期間及び方法

【別記】3に定めるとおり。

(5) 書類の作成に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 設計図書等の閲覧及び設計図書等に対する質問・回答

(1) 設計図書等の閲覧期間及び場所

【別記】4に定めるとおり。

(2) 設計図書等の複写

入札参加申請者は複写した設計図書等に基づき積算することとし、【別記】4に示す複写場所において自己の負担により複写すること。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

① 設計図書等に対する質問

入札参加申請者は、設計図書等に対して質問がある場合、【別記】4に定める期限までに質疑応答書（要領様式第13号）を配達証明付き書留郵便により提出すること。

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、【別記】4に定める期間に閲覧に供す。

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

審査結果は、【別記】5に定める日に、一般競争入札参加資格確認通知書（要領様式第8号）により入札参加申請者全員に、簡易書留郵便により通知する。この場合、入札参加資格を有しないとした者にはその理由を付す。

6 入札参加資格を有しないとした者からの理由説明請求及び回答

(1) 理由説明請求

入札参加資格を有しないとされた者は、【別記】6に定める期限までに資格を有しないとされた理由の説明を求めることができる。

(2) 理由説明請求に対する回答

上記(1)による請求がなされたときは、理由説明請求に対する回答書（要領様式第11号）により速やかに回答する。この場合、請求内容に正当な理由がないとした者には、その理由を付す。

7 入札の執行

入札の執行は、次のとおりとする。

(1) 入札の日時及び場所は【別記】7に定めるとおり。

(2) 入札時には、入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

(3) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじをひかせて落札者を定めるものとする。

8 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

本市の審査により入札参加資格があると認められた者が、入札参加申請書等提出期限日の翌日から開札の日までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、入札に参加することができないものとする。また、開札後落札決定までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、落札者としえないものとする。

(1) 「2 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。

(3) 暴排要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。

9 契約規則等

仙台市契約規則及び契約約款は、仙台市財政局契約課（仙台市役所本庁舎）において閲覧すること

ができる。

10 入札書に記載する金額

入札書に契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

11 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加有資格者以外の者のした入札
- (2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額に対応した積算内訳書の提出がない入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

12 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

13 入札保証金

規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

14 契約保証金

規則第19条の規定による。

15 記載内容についての問い合わせ先

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局契約課工事契約係
電話 022-214-8125